

大規模災害への今後の対応について（啓発活動、避難計画、訓練）

1 啓発活動（周辺住民が円滑な避難行動がとれる情報提供）について

(1) 防災アセスメント調査結果に係る住民説明会について

昨年度、防災アセスメント調査の結果及び石油コンビナートでの地震防災対策について、コンビナート周辺住民に対して、説明会を開催した。

【対象地域】石油コンビナート等特別防災区域に隣接した自治会（103自治会）

【周知方法】対象地域の自治会にリーフレットを回覧周知(55,851世帯)

【説明会】各地区で6回開催（計154名参加）

地区	行政区域	開催日	会場	参加者	回覧	
					自治会数	世帯数
京浜 臨海	川崎市	9/20	川崎区役所田島支所	27名	28	19,759世帯
	川崎区	9/26	川崎区役所大師支所	31名		
根岸 臨海	横浜市 神奈川区	11/9	鶴見公会堂	16名	7	6,529世帯
				鶴見区	16	6,064世帯
	横浜市 磯子区	11/12	磯子地区センター	37名	38	15,707世帯
				中区	11/26	本牧根岸地区 福祉文化センター
横浜市 磯子区 (全域)	H28年 1/19	磯子公会堂	25名	-	-世帯	
合計				154名	103	55,851世帯

【意見等の例】

- ・ 事業所には、よく消防車が入っており、火災を多く起こしている。しっかりと指導してほしい。（消防が入構＝火災発生と誤解）
- ・ 説明会を通して、事業者の努力は理解できた。しかし、想定外のことが起こるので、火災が起こることを前提に、訓練をしっかりとしてほしい。
- ・ 説明会を開催するのは大変良いことだと思う。今後も継続して、市や事業者も交えての説明会にしてほしい。

石油コンビナートの基本的な情報を知らないため、地震等の災害に対して、漠然とした不安はあるが、具体的にどのようなリスクがあるか理解している住民は少なかった。

(2) 今後の啓発活動の方向性

まずは、今年度、進捗状況調査の実施結果を公表することにより、各事業所の防災に係る取組み状況や訓練等の実施状況など、石油コンビナートの防災に係る基礎的な情報を発信し、県民に理解を深めてもらう。

2 避難計画の見直しについて

(1) 神奈川県石油コンビナート等防災計画での見直しのポイント

防災アセスメント調査の結果を受け、神奈川県石油コンビナート等防災計画において、避難計画について、以下のように修正した。

【石コン防災計画第4編第4章「避難計画の策定」】

関係市は、爆発等の影響が特別防災区域外にも及ぶような大規模な災害も想定したうえで、災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、住民等を対象に次の事項を内容とした避難計画を随時見直す。

(2) 各市での見直しの方向性

各市ともに、コンビナート地区を対象とした市防災計画の見直しに併せて、避難計画の見直しを実施する予定。（概要は、各市より説明）

横浜市石油コンビナート等防災対策編及び川崎市臨海部防災対策計画

3 石油コンビナート等防災本部における訓練について

(1) 関係行政機関における訓練の実績

石油コンビナート等防災本部における訓練としては、平成 25 年度及び平成 26 年度に関係行政機関、広域共同防災組織、特定事業所等との連携を確認する合同訓練を実施したほか、平成 27 年度に防災本部事務局における初動対応訓練を実施した。

なお、横浜市及び川崎市においては、消防局を中心として特定事業所、共同防災協議会等と関係行政機関（消防署、海上保安署等）との訓練が定期的に実施されている。また、川崎市では、市各局及び臨海地区事業所等から構成される川崎臨海部防災協議会の広域防災訓練が定期的に実施されている。

(2) 石油コンビナート等防災本部に係る訓練の課題

大規模地震発生時の市街地の被害状況を踏まえた想定や、特別防災区域から区域外へ影響が及んだ場合の想定などについての検討が不足している。

情報収集過程については、想定で行っていることが多く、情報を得難い場合の防災本部事務局の収集手段等についての検討が不足している。

職員の人事異動等により、災害対応の習熟度が不足しているほか、訓練で得られた課題等に対する検証が不十分。

(3) 神奈川県石油コンビナート等防災計画での見直しのポイント

防災アセスメント調査の結果を受け、石コン防災計画において、関係行政機関等の防災訓練について、以下のように修正した。

【石コン防災計画第 4 編第 2 章「関係行政機関等における予防対策」】

関係行政機関は、特別防災区域において災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、特別防災区域外に影響が及ぶことも想定して総合訓練又は個別訓練を、防災関係機関、特定事業所等及び地域住民との連携協力のもとに、年間計画等に基づき、日頃から実施に努める。

(4) 今後の訓練の方向性

特別防災区域から同区域外へ影響が及ぶこと等を想定して、各機関（行政、共同防災組織、特定事業所等）との連携した訓練を計画的に行う。

訓練で得られた課題等については次回以降の訓練に適切に反映させるとともに、必要に応じて、テーマ別の訓練を追加で実施する。

自治会等の地域住民と連携した訓練の実施に向けて、検討を進める。

川崎市臨海部防災対策計画の改定について

1 改定の趣旨

- (1) 「主要地方道東京大師横浜」以南の地区(以下「臨海部」)を対象に、石油コンビナート等災害防止法(以下「石災法」)に基づく神奈川県石油コンビナート等防災計画(以下「県防災計画」)及び川崎市地域防災計画を受けて、臨海部の災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、本市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的な防災対策の推進を図り、臨海部に係る市民及び就業者等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、平成25年4月に策定
- (2) 県は、平成25・26年度に石油コンビナート等防災アセスメント調査を実施するとともに、平成28年3月に県防災計画の見直しを実施
- (3) 平成28年度中に、川崎市臨海部防災対策計画の改定を実施

2 改定の主な内容

- (1) 県の防災計画の見直しに基づく改定
- (2) 防災アセスメント調査結果の影響範囲を踏まえた、避難計画の具体化

3 今後の予定

- (1) 平成28年 8月頃：改定の方針・方向性等について
- (2) 平成28年 11月頃：素案の作成
- (3) 平成29年 1月頃：パプコメの実施
- (4) 平成29年 3月頃：計画の策定・公表